

須坂市地域クラブ規約

目次

- 第1章 総則(第1条－第3条)
- 第2章 会員(第4条－第8条)
- 第3章 組織(第9条－第12条)
- 第4章 会議(第13条－第16条)
- 第5章 事務局(第17条)
- 第6章 専門部(第18条－第19条)
- 第7章 地域クラブ指導者(第20条－22条)
- 第8章 会計(第23条－第26条)
- 第9章 事故の責任(第27条－第28条)
- 第10章 個人情報の管理(第29条)
- 第11章 雜則(第30条)
- 附則

第1章 総則

(名称及び位置)

第1条 この地域クラブの名称及び位置は次のとおりとする

- (1) 名称 須坂市地域クラブ(以下「地域クラブ」という。)
- (2) 位置 須坂市大字須坂1528番地1
(目的等)

第2条 この地域クラブは、中学校の部活動に代わる新たな地域クラブとして、中学生がスポーツ・文化芸術活動等の活動に親しむことができる環境を整備し、中学生のスポーツ・文化芸術活動の支援に関する活動を行い、地域のスポーツ・文化芸術活動の振興に努める。

2 地域クラブの活動は、「須坂市地域クラブ運営方針」、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」、「須坂市中学校の部活動運営に係る方針」及び「須坂市部活動地域移行検討協議会決定事項」を踏まえたものとする。

(事業)

第3条 地域クラブは、次の事業を実施する。

- (1) 地域クラブの企画、運営に関する事業
- (2) 中学生のスポーツ・文化芸術活動の環境整備に関する事業
- (3) その他地域クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(入会資格)

第4条 地域クラブに入会する者は、地域クラブの目的に賛同し、地域クラブの定める諸規

定を遵守しなければならない。

2 前項に規定するほか、地域クラブに入会する者は、次に掲げる要件のいずれかを備えていなければならない。

(1) 須坂市内に在住する中学生又は中学部生

(2) 須坂市内の学校に在籍する中学生又は中学部生

(3) 前2号のほか、地域クラブへ入会を希望し、会長が入会を認めた中学生

(入会手続き)

第5条 地域クラブに入会を希望する者は、別に定める入会届を会長に提出するものとする。

(会員資格の喪失)

第6条 地域クラブの会員資格は、退会、除名によって喪失する。

2 会員が地域クラブを退会する場合は、別に定める退会届を会長に提出するものとする。

(除名)

第7条 地域クラブは、この規約に違反した会員又は地域クラブの名誉を傷つける行為をした会員に対して、運営委員会の決議を経て除名することができる。

(会費)

第8条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、入会日が属する月から退会日が属する月分を支払うものとする。

第3章 組織

(役員等)

第9条 地域クラブに次の役員等を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 運営委員 必要な人数

(4) 監事 2人

2 地域クラブに必要に応じて相談役を置くことができる。

(役員の職務)

第10条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 運営委員は、地域クラブの運営会務に携わる。

4 監事は、地域クラブの会計及び会務の執行状況を監査する。

(役員の選任)

第11条 会長は、須坂市教育長とする。

2 副会長及び監事は、会長が推挙し、総会において決定する。

3 運営委員は、各専門部の指導者の代表者とする。

4 相談役は会長が委嘱する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

第4章 会議

(会議)

第13条 地域クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 運営委員会
- (総会)

第14条 総会は、地域クラブの最高議決機関とする。

- 2 総会は、会長が招集し、議長は会長が指名する。
- 3 総会は次に掲げる事項について審議し、議決する
 - (1) 地域クラブの基本方針に関すること。
 - (2) 規約及び規則の制定改正に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 会費に関すること。
 - (6) 役員に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域クラブの運営に関し、重要な事項
- 4 総会は、第9条に定める役員及び須坂市内各中学校の保護者の代表者をもって構成する。
- 5 総会は過半数の出席をもって成立する。この場合において、委任状により他の出席者を代理人とする者は出席とみなすものとする。
- 6 総会の決議は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 本規約の改正は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(臨時総会)

第15条 地域クラブの臨時総会は、運営委員会又は会員の過半数の要請があったとき場合に開催する。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、会長が招集し、議長は、会長が指名する。

- 2 運営委員会は、会長が地域クラブ運営のために必要と認めた事項について協議し、決定する。
- 3 運営委員会は、専門部の活動を把握し、第2条の目的等が達せられるように支援する。
- 4 運営委員会は、臨時総会を開催する暇のない場合において、地域クラブの目的を達成するためやむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し議決することができる。この場合において、議決した事項は、次の総会で報告するものとする。
- 5 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。この場合において、委任状により他の出席者を代理人とする者は出席とみなすものとする。
- 6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決す

るところによる。

第5章 事務局 (事務局)

第17条 地域クラブの事務局は須坂市教育委員会に置き、地域クラブの運営に当たる。

2 事務局には事務局長を置き、地域クラブの事務を統括する。

3 事務局に関し、必要な事項は、別に定める。

第6章 専門部 (専門部)

第18条 地域クラブは、次の専門部を設置する。

- (1) 男子バレーボール
- (2) 女子バレーボール
- (3) 男子バスケットボール
- (4) 女子バスケットボール
- (5) ソフトテニス
- (6) 剣道
- (7) 卓球
- (8) サッカー
- (9) 陸上
- (10) 吹奏楽
- (11) 合唱
- (12) 美術
- (13) 技術・科学

2 専門部に代表者を置き、専門部の活動を統括する。

3 専門部は、第2条に規定する地域クラブの目的等を遵守する。

4 新たな専門部を設立する場合は、次に掲げる要件を満たし、運営委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 指導者がいること。
- (2) 参加を希望する者がいること。

5 専門部において、前項の要件が満たされないときは解散とする。

(班)

第19条 専門部は、必要に応じて班を置くことができる。

2 班は、専門部の事業計画に基づき、活動を行う。

第7章 地域クラブ指導者 (指導者の要件)

第20条 会員を指導する地域クラブ指導者は、別に定める指導者登録届を地域クラブに

提出し、会長の承認を受けなければならぬ。

- 2 会長は、第2条に規定する地域クラブの目的等から逸脱した指導を行う地域クラブ指導者については、運営委員会の承認を得て、指導者登録から削除することができる。
(教職員及び公務員の兼職兼業)

第21条 地域クラブでの指導を希望する教職員又は公務員は、その者の服務を監督する教育委員会又は任命権者の許可を得なければならない。

(顧問との連携、研修への参加)

第22条 中学校に部活動がある活動においては、地域クラブ指導者は中学校部活動顧問と連携を図り、指導するよう努めるものとする。

- 2 地域クラブ指導者は、研修などにより、専門性の高い指導の維持に努め、合理的かつ効率的・効果的な練習の導入に努めるものとする。
- 3 地域クラブ指導者は、地域クラブが勧める研修を受けるものとする。
- 4 地域クラブ指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

第8章 会計

(資金)

第23条 地域クラブの資金は次のとおりとする。

- (1) 会費
(2) 補助金、負担金
(3) 事業等による収入
(4) 寄付金及び協賛金
(5) その他

(管理)

第24条 地域クラブの資金は事務局長が管理する。

(予算及び決算)

第25条 地域クラブの收支予算は総会の議決により定め、收支決算については、監事の会計監査を経て、総会の承認を得る。

(会計年度)

第26条 地域クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了とする。

第9章 事故の責任

(事故の責任)

第27条 会員は、地域クラブの活動に際して、クラブ諸規定を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

- 2 前項に違反して起こった事故については、地域クラブ及び地域クラブ指導者は責任を負わない。
- 3 会員及び保護者は、活動場所への移動又は活動場所からの帰宅について、自己の責

任において安全に行うものとする。

(保険の加入)

第28条 会員及び地域クラブ指導者は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

2 地域クラブの活動中における会員及び地域クラブ指導者の傷害をはじめとする一切の事故については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

3 スポーツ安全保険に未加入のボランティアメンバー等によるクラブ活動中の事故については、地域クラブ及び地域クラブ指導者は責任を負わない。

第10章 個人情報の管理

(個人情報の管理)

第29条 地域クラブが知り得た個人情報は、地域クラブの運営に関することのみに使用し、情報の管理を徹底する。

第11章 補則

(補則)

第30条 この規約に定めるもののほか、地域クラブの運営上必要な事項は、総会又は運営委員会の決議により定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年10月7日(総会で議決の日)から施行する。

(指導者登録)

2 この規約の施行の際、既に指導者登録届を教育委員会へ提出し、指導者の承認を得ている者は、この規約により指導者承認を受けた指導者とみなす。

(参考)

